

## 京都大学微生物科学寄附研究部門要項

### (目的)

第1 京都大学に、研究科に置かれる寄附講座及び研究所等に置かれる寄附研究部門のほか、民間等からの寄附を有効に活用して特定の研究の進展及び充実を図るための組織として、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第51条第2項の規定に基づき、微生物科学寄附研究部門（以下「寄附研究部門」という。）を置く。

2 寄附研究部門は、環境保全に関する微生物の基礎及び応用研究を行うことを目的とする。

### (存続期間)

第2 寄附研究部門の存続期間は、平成25年9月30日までとする。

### (教員)

第3 寄附研究部門に、教授、准教授、講師又は助教を置く。

### (運営協議会)

第4 寄附研究部門に、その管理運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 部局長 若干名
- (3) 研究科、研究所又はセンター等の教授 若干名
- (4) 寄附研究部門の教授及び准教授
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号、第3号及び第5号の協議員は、総長が委嘱する。

4 第2項第2号、第3号及び第5号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5 協議会に委員長を置き、協議員の互選によって定める。

2 委員長は、協議会を招集し、議長となる。

3 前項に定めるもののほか、委員長は、京都大学寄附金事務取扱規程（平成16年達示第99号）その他の京都大学の諸規程による部局の長の職務を行うものとする。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する協議員が、その職務を代行する。

### (協議員以外の出席者)

第6 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を協議会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

### (雑則)

第7 第5及び第6に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### (事務組織)

第8 寄附研究部門の事務は、農学研究科等事務部において処理する。

### (内部組織)

第9 この要項に定めるもののほか、寄附研究部門の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 附 則

この要項は、平成20年10月1日から実施する。